

## 海上運送法

### 1. 案内情報

- ① 手続名：人の運送をする内航不定期航路事業開始の届出
- ② 手続根拠：
  - ・海上運送法第20条第2項
  - ・海上運送法施行規則第22条
- ③ 手続対象者：人の運送をする内航不定期航路事業を営もうとする者
- ④ 提出時期：事業開始の30日前
- ⑤ 提出方法：次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書を、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出
  - ・住所及び氏名
  - ・使用船舶の明細（第一号様式）その他開始しようとする事業の概要
  - ・事業開始の年月日
  - ・運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航不定期航路事業を営もうとする場合）
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先：

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 | 011-290-1011 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課     | 022-791-7512 |
| 関東運輸局海事振興部旅客課       | 045-211-7214 |
| 北陸信越運輸局海事部海事産業課     | 025-285-9156 |
| 中部運輸局海事振興部旅客課       | 052-952-8013 |
| 近畿運輸局海事振興部旅客課       | 06-6949-6416 |
| 神戸運輸監理部海事振興部旅客課     | 078-321-3146 |
| 中国運輸局海事振興部旅客課       | 082-228-3679 |
| 四国運輸局海事振興部海運・港運課    | 087-802-6807 |
| 九州運輸局海事振興部旅客課       | 092-472-3155 |
| 沖縄総合事務局運輸部総務運航課     | 098-866-1836 |
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：管轄地方運輸局等

### 3. 手続情報

- ① 不服申立方法：行政不服審査法の規定による